

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

野辺地町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

青森県上北郡野辺地町

3 地域再生計画の区域

青森県上北郡野辺地町の全域

4 地域再生計画の目標

我が国では、平成 20（2008）年をピークとして人口減少局面に入っており、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」によると、2060 年の総人口は 9,300 万人まで減少すると見通されている。

当町においても、現在の約 13,500 人の人口が 2045 年には 7,829 人（「国立社会保障・人口問題研究所」による推計）になると予測されるように着実に減少していく見込みである。人口減少は、町内の雇用環境（求人状況、給与水準等）が全国と比べると厳しい状況が続いていることや、若年者が進学・就職を契機に首都圏を始めとした県外のほか、県内の他市町村に数多く転出していることを要因とする社会減と合計特殊出生率の低下や女性人口の減少による出生数の減少、高齢化の進行に伴う死亡率の増加などを要因とする自然減によるものと考えられる。

今後も人口減少が続けば、地域経済活動の縮小や行政歳入の減少、さらには、コミュニティ機能の低下など、町民生活の様々な分野に多大な影響を及ぼすことが懸念され、これまでの生活基盤を維持することが困難となる。

これらの課題に対応するため、交流人口の増加による経済循環の増加や、起業支援等による地域の活性化、将来的な移住者の増加を視野に入れた関係人口の創出、子育てしやすい環境づくり、郷土愛の醸成等を図り、将来にわたって持続可能な地域社会を目指す。

なお、これらに取り組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げる。

- ・基本目標① 郷土の生業を創る
- ・基本目標② 郷土の住みやすさを実現する
- ・基本目標③ 郷土の人の身体と心を守る
- ・基本目標④ 郷土をますます愛し育む「人財」を育てる

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与す る地方版総合 戦略の基本目 標
ア	年間観光入込客数	191,863人	400,000人	基本目標①
ア	年間商品販売額（小売業）	147億円	160億円	基本目標①
イ	移住世帯数	2世帯	5年間累計10世帯	基本目標②
ウ	出生数	63人	64人以上	基本目標③
エ	地元高校への進学率	46.5%	55%	基本目標④

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

野辺地町まち・ひと・しごと創生事業

ア 「郷土の生業を創る」事業

イ 「郷土の住みやすさを実現する」事業

ウ 「郷土の人の身体と心を守る」事業

エ 「郷土をますます愛し育む「人財」を育てる」事業

② 事業の内容

ア 「郷土の生業を創る」事業

「日本遺産認定のまち」と「のへじ北前文化」による誘客促進、地域の資源を活かした魅力づくり、空き店舗・空き家等を活用した地域の活性化、荒廃農地の解消による農業の活性化等により、「郷土の生業を創る」事業。

イ 「郷土の住みやすさを実現する」事業

当町への移住希望者増加計画による関係人口創出対策、当町への移住・定住推進計画による転入推進・転出抑制対策、ごみの排出量削減による住みよいまちづくり、自主防災組織の団体数増による災害に強いまちづくり等により、「郷土の住みやすさを実現する」事業。

ウ 「郷土の人の身体と心を守る」事業

子育て支援体制の強化、安心して日常生活を送ることができる医療・福祉体制づくり等により、「郷土の人の身体と心を守る」事業。

エ 「郷土をますます愛し育む「人財」を育てる」事業

野辺地町の将来を担う人財「野辺地っ子」の育成、スポーツを通じた心身ともに健康な人づくりの推進等により、「郷土をますます愛し育む「人財」を育てる」事業。

※なお、詳細は、第2期野辺地町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の数値目標に同じ。

④ 寄附の金額の目安

30,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度9月に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに野辺地町のホームページ上で公表する。

⑥ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで